

第1章 総則

【目的】

第1条 本研修は、地域保健・福祉関連業務に従事する者を対象として、発災直後から避難所での活動を効果的・効率的に実践するために、災害対応における知識、共通の言語と原則を理解し、被災者の生命と健康の維持、災害発生直後からの被災地内での災害対応能力向上に資することを目的とする。

【名称】

第2条 本研修は、「地域保健・福祉における災害対応標準化トレーニングコース」と称し、英語では「Basic Health Emergency Life Support for Public」（以下、「BHELP」）と表記する。

【責務】

第3条 一般社団法人日本災害医学会（以下、「本法人」）は、本研修の管理・運営を通して、地域で地域保健・福祉関連業務に従事する者が、災害支援及び減災のための事前対策を効果的に実践するために、人道支援の基本的な事項を習得し、被災者の生命・健康の維持および災害対応能力の向上に努めなければならない。

2. 本法人は、様々な方策をもって研修会の普及・啓発に努めなければならない。
3. 研修会を実施する者は、本要綱の規定に従い、研修会を企画・実施・評価し、適正に運営するように努めなければならない。
4. 研修会修了証の交付を受けた者は、修得した技能の維持や新たな知見・技能の修得を図るため、研修会修了後も継続的に自ら研鑽するように努めなければならない。

【運営】

第4条 本研修は、本法人が運営する。

2. 本研修の運営の実務を行う組織として、本法人に BHELP 運営委員会（以下、「運営委員会」）を設置する。その他組織及び職務内容等については、細則に定める。
3. 本研修の事務局は、本法人（東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター）に置く。

【学習目標】

第5条 本研修は、次の各号を学習目標とし、カリキュラムは運営委員会が指定する。

- (1) 災害対応に関する共通言語と共通原則がわかる
- (2) 自らの生命を守るための行動が想定できる
- (3) 被災した住民の生命を守るための行動がわかる
 - 1) 傷病者の救護：CSCATTT
 - 2) 要配慮者の救護：CSCAHHH
Health care Triage ヘルスケアトリアージ
Helping Hand 手を差し伸べる

Handover つなぐ

- (4) 住民の健康維持に配慮した避難所の設営と運営の留意点がわかる
- (5) 要配慮者への体制整備（福祉避難所）の必要性がわかる

第2章 研修会の指定

【研修会の指定】

第6条 本法人による本研修の指定は、運営委員会が申請の内容等を審査して行うものとする。

- 2. 本研修の指定のための申請は、別に定める様式により行うものとする。
- 3. 運営委員会は、次の各号に定める基準に照らして当該研修会の内容を審査する。
 - (1) 学習目標が、前条の各号に掲げられている事項と合致すること。
 - (2) 教育内容が、災害対応の標準化と多職種協働による災害対応能力の向上を考慮したものであること。
 - (3) 対象者が、受講資格を満たしていること。
 - (4) 教育内容が、別に定めるカリキュラムと同等、又は、それ以上であると認められること。
 - (5) 講師やファシリテーター等が、地域保健・福祉における被災者への災害対応に精通している者であること。
- 4. 本法人は、研修会の指定を行ったとき、あるいは指定を行わなかったときは、その旨を遅滞なく研修会実施主体に通知する。
- 5. 本法人は、本条による申請を受け、又は、指定を行うにあたって、手数料その他の費用を徴しない。
- 6. 本法人は、研修会実施主体が本条に定める指定を受けた旨を広報することを許諾する。ただし、営利を目的とする場合及び第7条により指定を取り消した場合を除く。
- 7. 本研修の指定のための申請は、原則として、その実施日60日前までに行うものとする。

【研修会の指定の取り消し等】

- 第7条 本法人は、運営委員会が指定した研修会（以下、「指定研修会」）が第6条第3項に定める基準に適合しなくなったときには、改めて同条による審査をし、その内容を勘案した上で、その指定を取り消すことができる。
- 2. 本法人は、研修会実施主体が営利を目的とした本研修の利用その他本研修の品位を損ねる行為をしたときには、その指定を取り消すことができる。
 - 3. 本法人は、指定研修会の指定を取り消したときには、遅滞なく当該研修会の実施主体にその旨を連絡するものとする。

第3章 修了証・認定証の交付

【修了証・認定証の交付の申請】

- 第8条 修了証の交付は、研修会実施主体が当該指定研修会を修了したものと認めた者に対して行うものとする。
- 2. 修了証の交付のための申請は、当該指定研修会の実施主体が、細則に定めるとおり行う。

3. 修了証の様式は、別に定めるものとする。
4. 本法人は、別に定める申請を受けるにあたって、手数料を徴しない。
5. 修了証の交付のための申請は、原則として、その実施日10日前までに行うものとする。

第9条 認定証の交付は、指定研修会を修了し、かつ認定の要件を満たした者（以下、「修了者」）に対して行うものとする。

2. 認定証の交付のための申請は、BHELP標準コースにおいては、指定カリキュラムの修了をもってプロバイダー認定証交付の申請を認める。
3. 前項において申請を行う場合は、当該申請者が当該申請にかかる指定研修会を修了したものであることについて、確認しなければならない。
4. 認定証の様式は、別に定めるものとする。
5. 修了証の交付のための申請は、原則として、その実施日10日前までに行うものとする。

【修了証の交付の要件】

第10条 本法人は、前々条により修了証の交付のための申請を受理したときには、遅滞無く当該申請者が次の要件を満たしていることを確認しなければならない。

- (1) 受講要件を満たしている者であること
 - (2) 当該研修会が指定研修会であること
2. 本法人は、研修会実施主体に対し、前項の資格の確認を行うにあたって必要な資料の提出を求めることができる。

【認定証の交付の要件】

第11条 本法人は、前々条により認定証の交付のための申請を受理したときには、遅滞無く当該申請者が次の要件を満たすことを確認しなければならない。

- (1) 指定研修会を修了した者であること
 - (2) 所定の認定要件を満たした者であること
2. 本法人は、当該申請者または当該研修会実施主体に対し、前項の要件の確認を行うにあたって必要な資料の提出を求めることができる。

【修了証・認定証の交付】

第12条 本法人は、当該申請者が前3条に定めるいずれの要件をも満たしていることを確認したときには、当該申請者に修了証および認定証を交付する。

2. 本法人は、修了証・認定証を交付するにあたって、手数料を徴する。

【修了証・認定証の再交付】

第13条 本法人は、修了証又は認定証を交付した者が修了証又は認定証を紛失した場合には、その者の申請により、修了証または認定証を再交付する。

2. 修了証又は認定証の再交付に係る手続きについては、第8条あるいは第12条の規定を準用し、かつ手数料を徴する。

3. 前項の申請のうち、修了証の再交付については、当該研修の修了から1年の間に限り行えるものとする。

【手数料】

第14条 前2条の修了証・認定証の交付手数料及び再交付手数料の額は、次に規定するとおりとする。

- (1) 交付手数料 2,000円
 - (2) 再交付手数料 2,000円
2. 当該研修会において、修了証・認定証の交付の申請が行われない場合には、指定研修会で使用される資機材の貸与等にかかる手数料を徴することができる。なお、この手数料の額は、運営委員会が別に定めるとおりとする。

【修了者の登録】

第15条 本法人は、「BHELP 研修修了者名簿」（以下、「修了者名簿」）を備え置き、修了証を交付したときには、資格ごとに定める事項を登録する。

2. 修了者名簿の登録事項に変更が生じたときには、修了証を交付した者、又は、研修会実施主体は、細則に定める様式により遅滞無く本法人に届け出なければならない。
3. 本法人は、本条に定める登録を行うにあたって、手数料その他の費用を徴しない。

【修了証及び認定証の交付の取り消し等】

第16条 本法人は、修了証及び認定証（以下、修了証等）を交付した者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合には、修了証等の交付を取り消し、交付した修了証等の返還を求めることができる。

また、第2号あるいは第4号の事項に該当すると認める場合には、今次以後、当該者に係る修了証等の交付の申請の受理を拒否することができる。

- (1) 第17条に定める資格を有していない者と確認されたとき
 - (2) 倫理に違反したとき
 - (3) 修了証等を交付された事実を営利に利用したとき
 - (4) その他本研修の品位を貶める言動をしたとき
2. 本法人は、前項により、当該修了証等の交付を取り消したときには、遅滞なく修了者名簿から当該者に係る登録を削除する。

【受講資格】

第17条 本研修会の受講資格は、運営委員会が別に定める。

第4章 雑則

【本要綱等の制定及び改廃】

第18条 本要綱及び関係の規定等の制定及び改廃は、本法人がこれを行うものとする。

2. 本法人が前項の制定及び重大な改廃を行うにあたっては、あらかじめ運営委員会の意見を聴くものとする。

附 則

【施行期日】

第1条 本要綱及び関係の規定等は、平成28年2月27日より施行する。

第2版 平成29年4月29日 改正

第3版 令和4年10月27日 改正